

屋外広告物の手びき



令和3年11月
北九州市建設局道路部管理課

目 次

はじめに	1
屋外広告物とは	1
屋外広告物を掲出してはいけない場所	2
屋外広告物を掲出してはいけない物件	3
一部の規制の適用が除外される広告物	4
許可申請手続	6
建築基準法上の工作物について	8
屋外広告物の規格	9
許可申請手数料	14
屋外広告業の登録制度	15
事前協議制度	17
景観計画の内容について	18
市民ボランティア制度について	29
その他の注意事項	30

はじめに

北九州市では、屋外広告物を正しく表示するためのルールとして「北九州市屋外広告物条例」を定めています。この条例は、街の良好な景観の形成や風致の維持、そして公衆に対する危害を防止することを目的として制定されました。

このため、市内に屋外広告物を表示する場合は、必ず条例を守るようにしましょう。

また、老朽化した屋外広告物の落下等による事故が問題となっています。自己の管理する屋外広告物は、定期的な点検を行う等して、安全管理に万全を期するようしてください。

この「屋外広告物の手引き」は、市民の方々にこの条例の趣旨をよく理解していただくため、広告物の正しい掲出方法や、表示場所等についてまとめたものです。

屋外広告物を正しく掲出して、美しく安全な街づくりをしましょう。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、「當時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、貼り紙、貼り札、広告旗、立看板、廣告板、廣告幕（網）、廣告塔、アドバルーン、アーチ、電光ニュース、ネオン、電柱等を利用する広告物等をいいます。

営利的な内容の商業広告だけでなく、非営利なものであっても「當時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」であれば、屋外広告物となります。

屋外広告物を掲出してはいけない場所 (禁止地域)

- (1) 第1種低層住居専用地域、風致地区
- (2) 文化財保護法で定められた地域
旧松本家住宅、夜宮の大珪化木、平尾台、千仏鍾乳洞、門司港駅本屋
- (3) 森林法で定められた地域
菅生の滝周辺地域
- (4) 関門自動車道、九州縦貫自動車道、東九州自動車道、北九州都市高速道路の全区間
- (5) 関門自動車道、九州縦貫自動車道、東九州自動車道から展望することができる同道路の両側端から500メートルの区域内
- (6) 北九州都市高速道路から展望することができる同道路の両側端から50メートルの区域内
- (7) 八幡西区のJR山陽新幹線から展望することができる同鉄道の両側端から500メートルの区域内
- (8) 都市公園の区域内
- (9) JR駅前広場
門司港駅前、門司駅前(南・北口)、小倉駅前(南・北口)(小倉城口・新幹線口)、西小倉駅前、若松駅前、八幡駅前、黒崎駅前、折尾駅前、戸畠駅前(南・北口)の各広場
- (10) 官公署、学校、図書館、市民会館、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所
- (11) 若戸大橋橋台付近、若松側、戸畠側

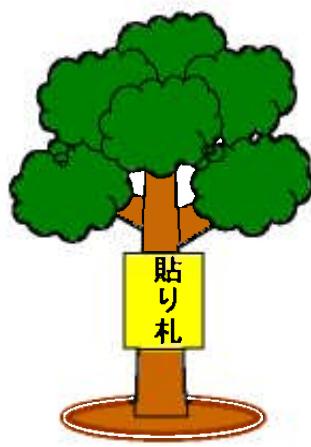
屋外広告物を掲出してはいけない物件 (禁止物件)

次のものには広告物を貼りつけたり、むすびつけたり、打ちつけたりしてはいけません。

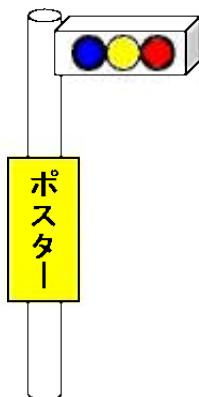
(例)



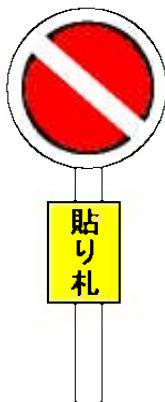
電柱



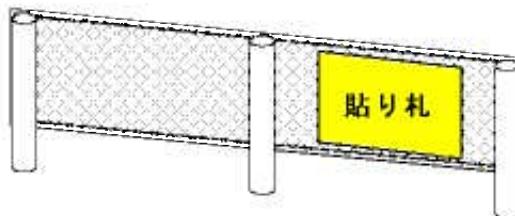
街路樹



信号機



道路標識



歩道さく

その他の禁止物件

橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯、石垣擁壁、警報機、郵便ボスト、電話ボックス、路上変電塔、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、石油タンク、銅像、神仏像、記念碑、慰霊碑、景観重要建造物、景観重要樹木等。

※ただし、電柱には、貼り紙、貼り札、立看板のみを禁止しており、巻付広告や突出広告は、道路占用及び屋外広告物の許可を受けて表示できます。

一部の規制の適用が除外される広告物

次の広告物は、一部の規制の適用が除外されます。ただし、いずれの広告物も規格に関する適用は除外されません。

禁止地域・禁止物件に表示でき許可も不要なもの

- 1 公益上やむを得ないもので緊急に公衆に表示する必要があるもの
- 2 他の法令により表示されているもの
- 3 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター等
※ただし、公職選挙法が適用されます
- 4 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの

市全域で表示でき許可も不要なもの

(※禁止地域でも表示でき、許可も不要)

- 1 自己の氏名、名称、店名、商標等又は自己の事業、営業の内容を、自己の住所又は事業所、営業所等に表示するもの(自家用広告物)で、次の基準に適合するもの

○広告物の表示面積(^{2個以上あるときは}
その合計面積)
が5m²以下のもの

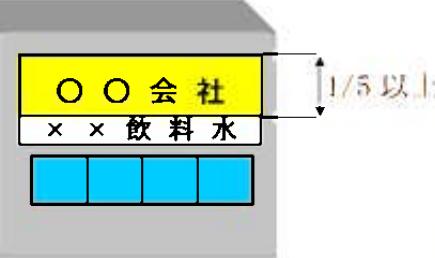
(例)



5 m²以下

○広告物の表示面積が5m²以下、かつ、自己の名称等の占める割合が、表示面積の1/5以上であるもの。

(例)



- 2 自己の管理する土地若しくは物件に管理上の必要に基づき表示するもので、次の基準に適合するもの

○広告物の面積が0.3m²以下のもの

(例)



0.3 m²以下

- 3 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示するもの
- 4 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示するもの

禁止物件に表示できるもの

(※許可申請は必要)

- 1 石垣・擁壁、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、石油タンクにその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名、商標等又は自己の事業、営業の内容を表示するもの(自家用広告物)で、次の基準に適合するもの

○広告物の表示面積(2箇以上あるときは
その合計面積)が5m²以下のもの

(例)



- 2 所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示するもの

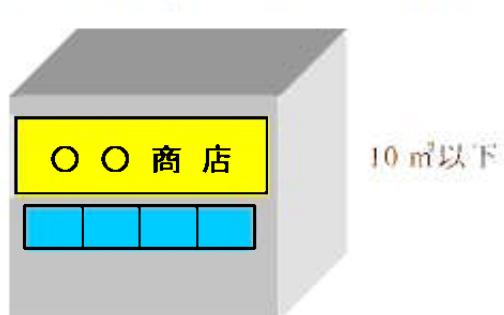
禁止地域に表示できるもの

(※許可申請は必要)

- 1 自己の氏名、名称、店名、商標等又は自己の事業、営業の内容を、自己の住所又は事務所、営業所等に表示するもの(自家用広告物)で、次の基準に適合するもの

○広告物の表示面積(2箇以上あるときは
その合計面積)が10m²以下のもの

(例)



- 2 道標、案内図板等公共的目的をもって表示するもの

許可申請手続

【許可申請の対象】

本市では市域全体が許可対象地域となっており、本市内で掲出される屋外広告物は、一部を除き（P.4 参照）許可申請が必要です。又、既に表示している広告物を変更、改造又は移転する場合や許可期間後も継続して表示する場合も許可申請が必要です。

なお、屋外広告物の設置を委託する際は、委託先の業者が本市において屋外広告業の登録を受けていることをご確認下さい。

【許可申請等の手続】

1 新たに広告物を表示する場合

（1）屋外広告物許可申請書

許可申請書2部を、広告物を表示しようとする場所を管轄する区役所のまちづくり整備課へ提出します。

（2）添付図書（各2部提出）

- ・ 広告物設置場所及びその付近の見取図
- ・ 広告物の形状、寸法、意匠及び色彩に関する仕様書及び図面
- ・ 他の法令の規定による許可又は認可の写し（道路占用許可など）
- ・ その他必要書類（管理者届等）

（3）提出期限

工事に着手する前までに許可を受けるように申請してください。標準処理期間は7日間となっています。

ただし、事前協議の対象となる景観重点整備地区（10地区）、北九州空港周辺景観形成誘導地域及び閑門景観形成地域内に広告物を表示する場合は、許可を受けようとする日の30日前までに提出してください。（P.17 参照）

2 既に許可を受けている広告物を変更・改造・移転する場合

（1）屋外広告物変更許可申請書

変更許可申請書2部を、広告物を表示しようとする場所を管轄する区役所のまちづくり整備課へ提出します。

(2) 添付図書（各2部提出）

- ・ 広告物設置場所及びその付近の見取図
- ・ 広告物の形態、寸法、意匠及び色彩に関する仕様書及び図面
- ・ 他の法令の規定による許可又は認可の写し（道路上用許可など）
- ・ その他必要書類（管理者届等）

(3) 提出期限

変更工事に着工する10日前までに許可を受けるように申請してください。標準処理期間は7日間となっています。

ただし、事前協議の対象となる景観重点整備地区（10地区）、北九州空港周辺景観形成誘導地域及び閑門景観形成地域内に広告物を表示する場合は、許可を受けようとする日の30日前までに提出してください。

3 許可期間後も継続して広告物を表示する場合

(1) 屋外広告物継続許可申請書

継続許可申請書2部を、広告物を表示しようとする場所を管轄する区役所のまちづくり整備課へ提出します。

(2) 添付図書（各2部提出）

- ・ 広告物の現況のカラー写真（点検実施後に撮影したものに限る）
- ・ 安全点検報告書（点検日は申請前3月以内にしたものに限る）

作成者は、本市の屋外広告業登録業者、屋外広告物講習会修了者、屋外広告士、建築士、電気工事士等資格のある者とします。
ただし、貼り紙、貼り札、立看板その他簡易な広告物の場合は省略することができます。

(3) 提出期限

継続許可を受けようとする日の10日前までとします。

4 手数料の納付について

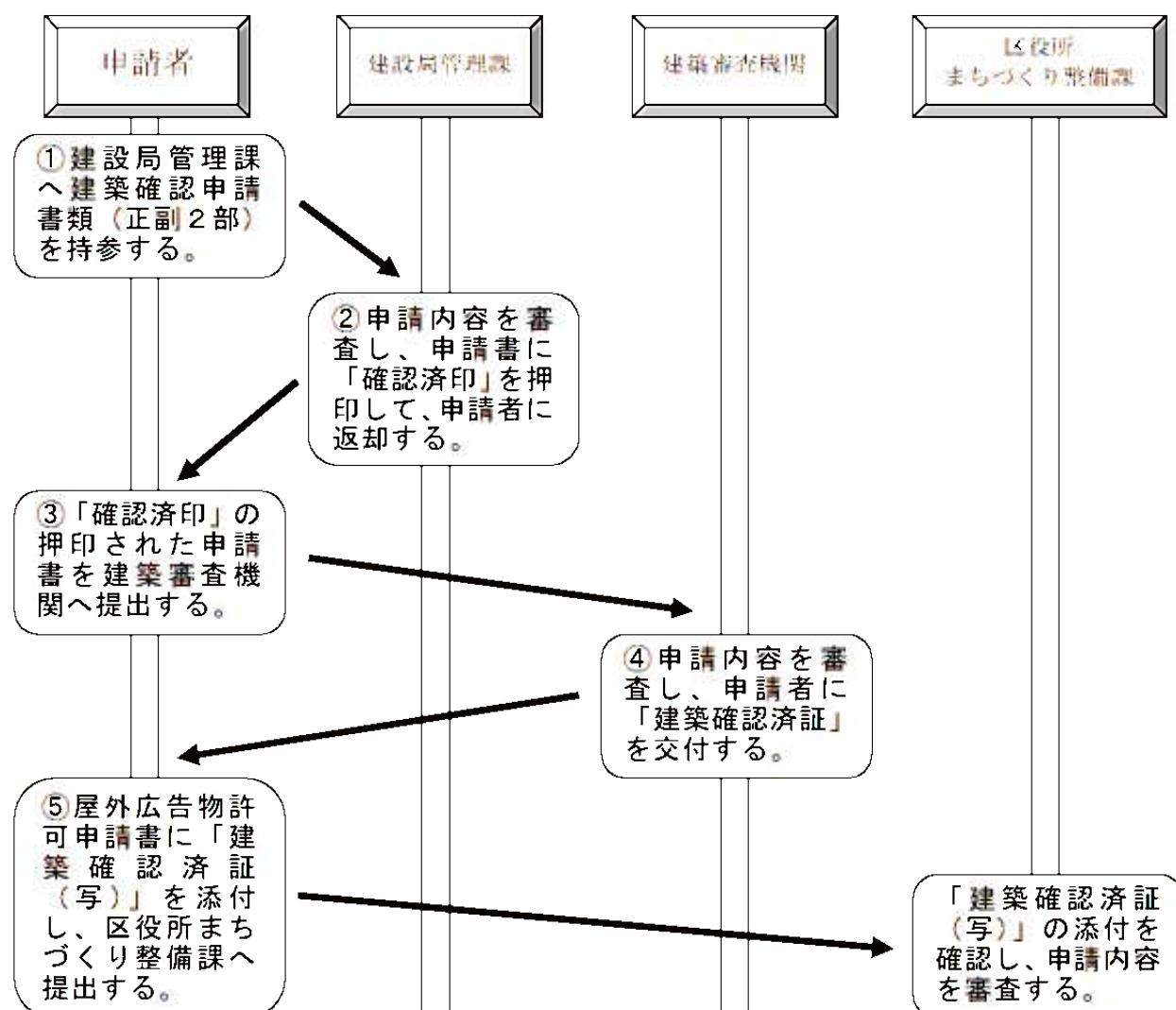
北九州市が交付する納付書でお支払いください。証紙による支払いではありません。
(P.14 参照)

建築基準法上の工作物について

屋外広告物許可申請に際して、他の法令による許認可が必要なものについては、それを証する書面（許可書等）の写しを添付する必要があります。

地上高4mを超える建築基準法上の工作物について、本市では、「建築確認申請合意（非前確認）」の仕組みを設け、建築審査機関への建築確認申請の前に、建設局道路部管理課において本市屋外広告物条例に基づく掲出の可否について確認を行っています。

詳細な手順は下図のとおりです。①建設局道路部管理課に建築確認申請書類（正副2部）を提出し、②確認済印の押印を受けた後、③建築審査機関（本市建築都市局建築審査課又は民間建築審査機関）に建築確認申請を行います。④建築確認済証の交付を受けた後、⑤広告物を表示しようとする場所を管轄する区役所のまちづくり整備課へ屋外広告物許可申請（建築確認済証（写）を添付する）を行います。



屋外広告物の規格

次の広告物は、その規格によらなければなりません。

1 貼り紙及び貼り札等

表示面積は、1m²以内

2 広告旗

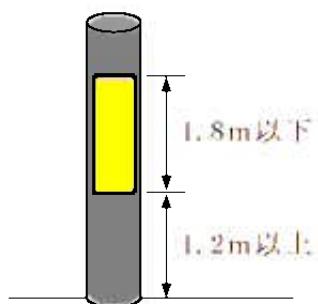
縦1.8m以下、横0.6m以下（竿部分を除く。）

3 立看板

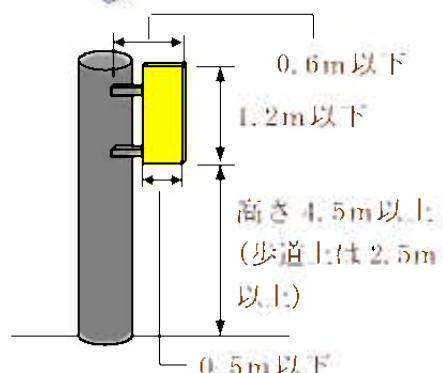
縦1.8m以下、横0.9m以下、脚の長さ0.3m以下

4 電柱等を利用する広告物

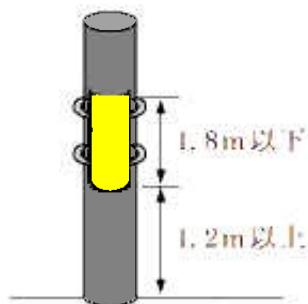
(1) 直接塗布して表示するもの



(2) 突出して表示するもの

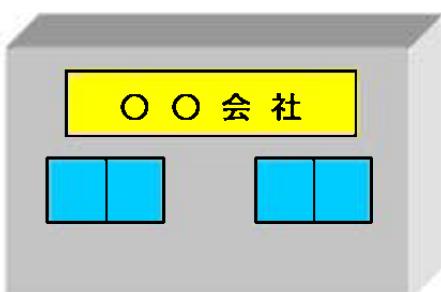


(3) 卷付けて表示するもの



5 広告板

(1) 建築物の壁面に設置するもの



取扱壁面の面積の1/3以下、かつ、表示面積50m²以下。ただし、取扱壁面の面積が1,000m²以上の場合には、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域内に限り、取扱壁面の面積の1/20以下

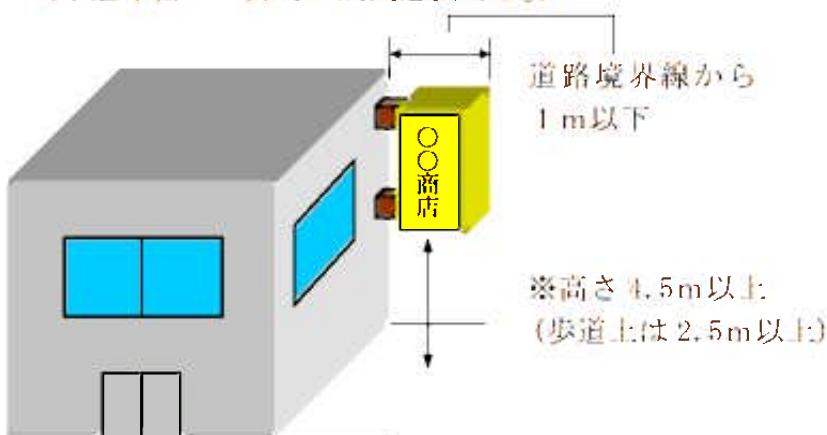
(2) 地上に設置するもの



表示面積50m²以下

(3) 建築物より突出し、道路境界線を超えて設置するもの

(※道路占用の許可が別途必要です。)



※道路境界線を越えずに敷地内に設置されている場合は、上記の高さ 4.5m以上（歩道上は 2.5m以上）の規定は適用されません。

<広告板と広告幕の定義>

●広告板とは、

広告表示面が板状で、1面又は2面（板の両面）に表示されたものを
いいます。（例：壁面広告板、地上に設置する広告板（野立て広告板）など。）

また、建築物の壁面や目よけ等に文字やデザインが直接塗布されたものも
広告板として取り扱います。

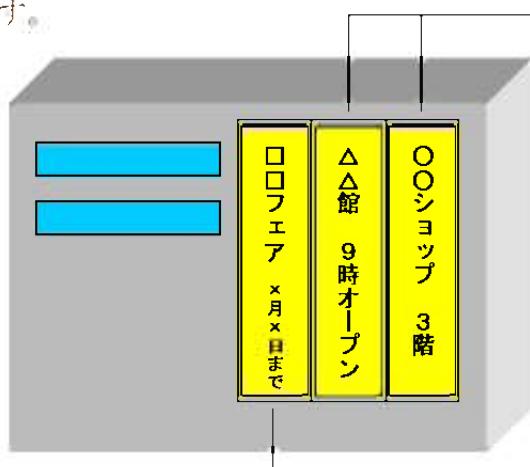
●広告幕とは、

布、ビニールなどに広告表示し、建築物の壁面、地上のポールに取付けた
ものをいいます。

なお、枠を固定したり、パネル状にするなどにより、表示面（幕の部分）
が固定されたりしたものは、広告板として取り扱います。

ただし、許可期間が1ヶ月である広告幕の本来的主旨から鑑みて、催事などの目的で臨時的又は短期的に使用するものについては、広告幕として取り扱います。

(例)

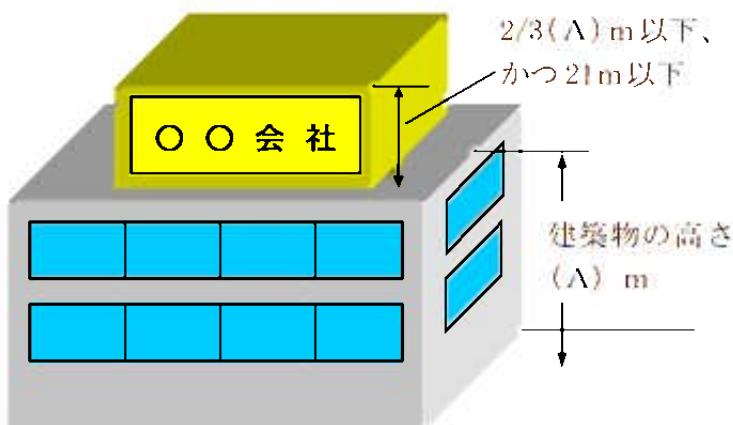


両方とも、店舗名の表示で、
常設設置されるものなので、広
告板としての取り扱い。

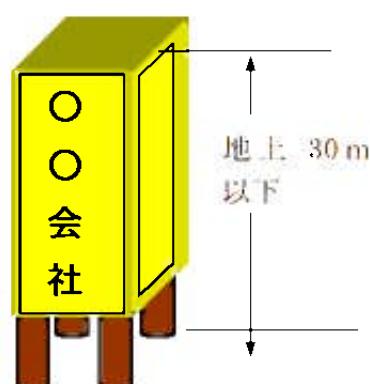
広告幕として取り扱い可能。
ただし、1ヶ月ごとの許可申
請が必要。

6 広告塔

(1) 建築物の屋上に設置するもの



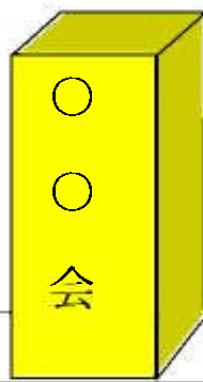
(2) 地上に設置するもの



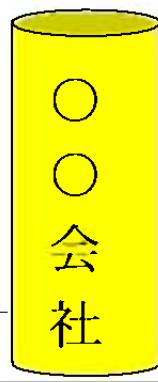
(3) 三角塔



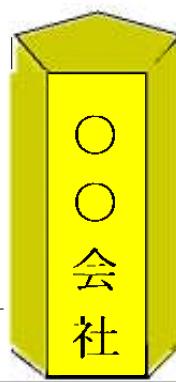
(4) 四角塔



(5) 円型塔

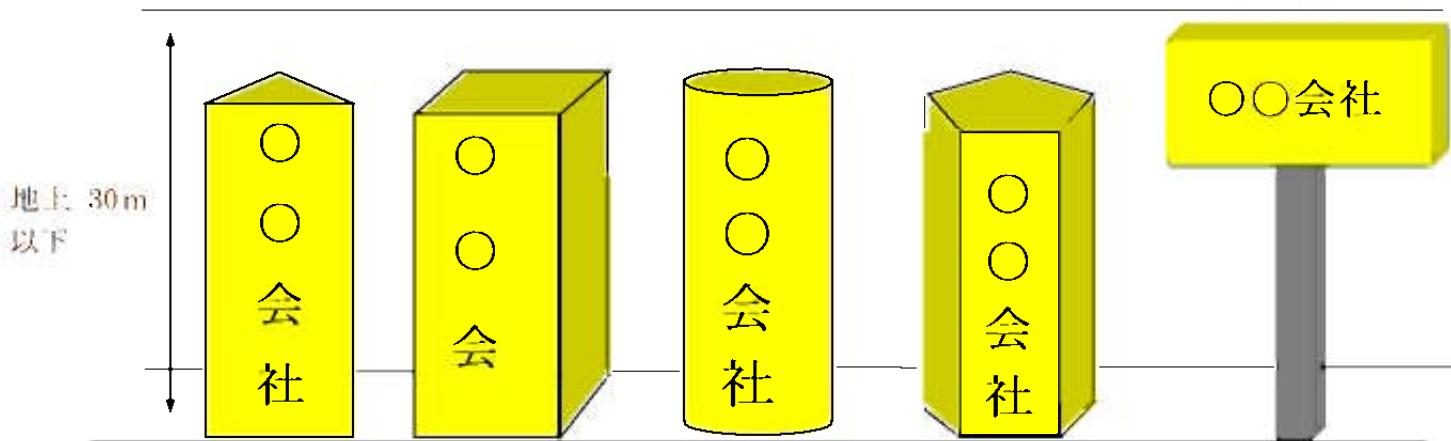


(6) 多角塔



(7) 柱を用いた広告

(ポールサイン)



＜広告塔について＞

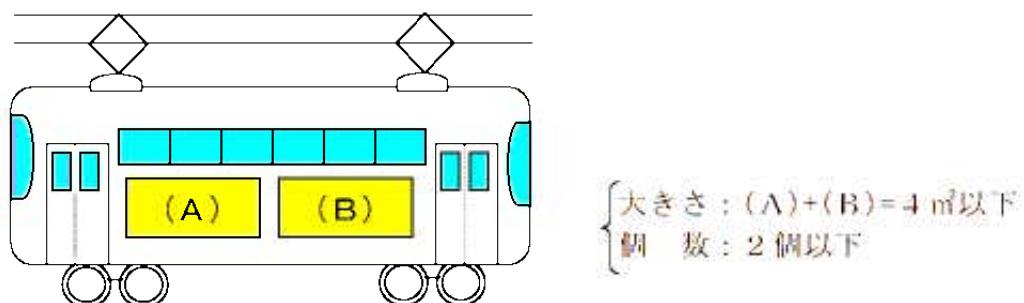
●広告塔とは、多角柱又は円柱の面を利用するもので、広告表示面を含む構造物が三角塔、四角塔、円型塔等のもの。球形、多面体、柱を用いた広告（ポールサイン）などを含む。

※次に掲げるものについては、良好な状態を保持するために管理する者を設置し、屋外広告物管理者届を提出しなければなりません。

- ① 広告板又は広告塔で、高さが4m又は表示面積が10m²を超えるもの
- ② 広告物又は広告物を掲出する物件の下を人、車両等が通行することができる構造となっているもの

7 電車又は乗合自動車の車体に表示する広告物

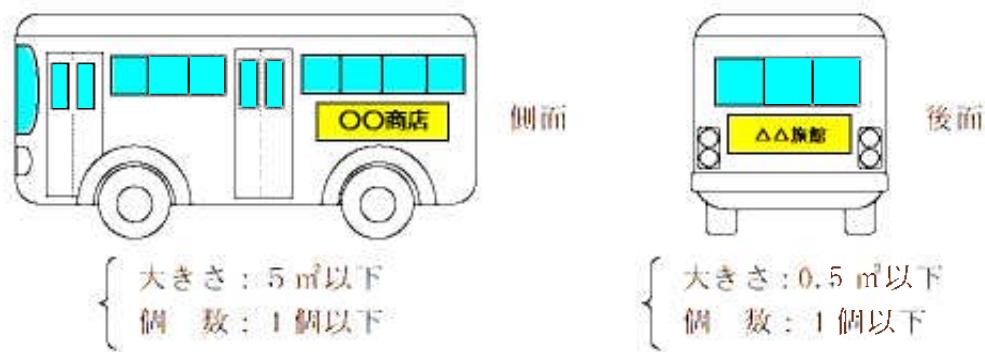
(1) 電車の車体に表示するもの



規格	広告物の大きさ	個数
	1側面の合計が4m ² 以下	1側面につき 2個以下
禁止地域でも表示でき る許可の不要なもの	縦0.75m以下 横3.60m以下	1側面につき 2個以下

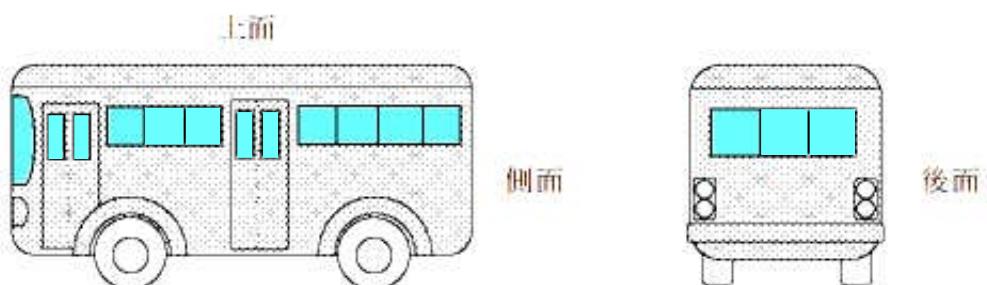
(2) 乗合自動車（路線バス）の車体に表示するもの

ア 広告板を用いて表示するもの



規格	広告物の大きさ		個数
	側面	後面	
	5m ² 以下	0.5m ² 以下	
禁止地域でも表示でき る許可の不要なもの	縦0.6m以下 横1.2m以下	縦0.45m以下 横0.6m以下	1面につき 1個

イ 広告板以外のもの（ラッピングバスなど）



	広告物の位置、表示面積	個数
規格	<p>① 位置は、運転席の窓及びドアのガラス部分を除く車体の上面、側面、後面</p> <p>② 表示面積は、車体底部を除く全表面積の $3/10$ 以下</p> <p>③ 窓に表示する場合の当該窓部分の表示面積は、ガラス部分の全表面面積の $1/10$ 以下</p>	<p>1車体につき 1件（廣告主）</p>

許可申請手数料

許可申請をするときは、次の表の手数料が必要です。

広告物の種類	単位	手数料	許可期間
貼り紙	1枚につき	5 円	
貼り札	1枚につき	10 円	
広告幕（網）	1枚につき	400 円	1月以内
立看板	1個につき	200 円	
アドバルーン	1個につき	1,000 円	
広告旗（のぼり旗）	1本につき	200 円	3月以内
電柱等を利用する広告物	1個につき	200 円	
広告板、広告塔その他の広告物	500 m ² 未満	5 m ² までごとに 800 円 (照明を伴うものは2倍)	1年以内
	500 m ² 以上	1個につき 80,000 円 (照明を伴うものは2倍)	

～許可申請手数料の算出について～

5 m²に満たない端数は、5 m²として計算します。

（例）31.5 m²（照明なし）の場合

$$31.5 \text{ m}^2 \rightarrow 35 \text{ m}^2 \quad 35 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2 = 7$$



$$\therefore 800 \text{ 円} \times 7 = 5,600 \text{ 円} \quad (\text{照明を伴う場合は2倍})$$

～許可申請手数料の減免について～

公共的団体等が公共的目的をもって屋外広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場合は、許可申請手数料は減免されます。

ただし、減免申請書を提出していただく必要があります。

屋外広告業の登録制度

本市の区域内において、屋外広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置を業とされている方及び設置することを請け負っている方は、条例に基づき、市長への業の登録をしなければなりません。この場合、営業所の所在地の本市内外を問わず登録の対象となります。なお、福岡県等、他の自治体に登録をしている場合でも、本市での登録が必要です。また、業務主任者（屋外廣告士、屋外廣告物に関する講習会の修了者等）を営業所毎に置かねばなりません。

ただし、広告物を作成するだけの業務や新聞広告、オリコミ広告の関係の方は登録の必要はありません。

【屋外広告業の登録の手続】

（1）窓口

屋外広告業の登録に関するすべての手続の窓口は、建設局道路部管理課古用係です。

（2）登録の有効期間

登録日から5年間です。有効期間中に登録事項に変更が生じた場合や、廃業した場合、本市内における屋外広告業を廃止した場合は、当該事項発生から30日以内に届出が必要です。

なお、期間満了後も引き続き営業する場合は、登録の更新手続が必要です。

（3）登録手数料

新規登録申請・登録更新申請ともに、登録手数料は1万円です。申請受領後に交付する納付書でお支払いください。証紙による支払いではありません。なお、登録事項の変更の届出等には、手数料は発生しません。

～新規登録申請～

（1）申請に必要な書類

屋外広告業登録申請書の他、次の書類を添付してご提出ください。

- ・ 善約書（代表者によるもの1部）
- ・ 略歴書（監査役を除く取締役全員分を提出）
- ・ 登記事項証明書（個人での登録の場合は住民票の写し）
- ・ 業務主任者となる者の資格証の写し（紛失された場合は、再発行の手続きを行って下さい）

(2) 处理期間

申請提出から屋外広告業登録通知書が発行されるまでの日数は、窓口に申請を持参される場合は1週間程度、郵送にて申請される場合は2週間程度を要します。

～登録の更新申請～

(1) 申請に必要な書類

申請書類は、新規登録申請に必要な書類と同じです。

(2) 提出期限

現在の登録の有効期限の30日前までにご提出ください。

～登録事項変更届～

登録事項に変更が生じた場合は、屋外広告業登録事項変更届出書により、変更が生じてから30日以内に届け出してください。届け出る際には、変更内容に応じて次の書類を添付してください。

①商号、名称又は氏名及び住所

履歴事項全部証明書(※)

②代表者、役員（監査役を除く取締役）の新任及び交代

誓約書、履歴事項全部証明書(※)、新任者の略歴書

③代表者、役員（取締役以上）の退任

履歴事項全部証明書(※)

④業務主任者

新しく業務主任者となる者の資格証の写し

⑤北九州市の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地

履歴事項全部証明書、新営業所で業務主任者となる者の資格証の写し

※個人での登録の場合は、住民票の写し

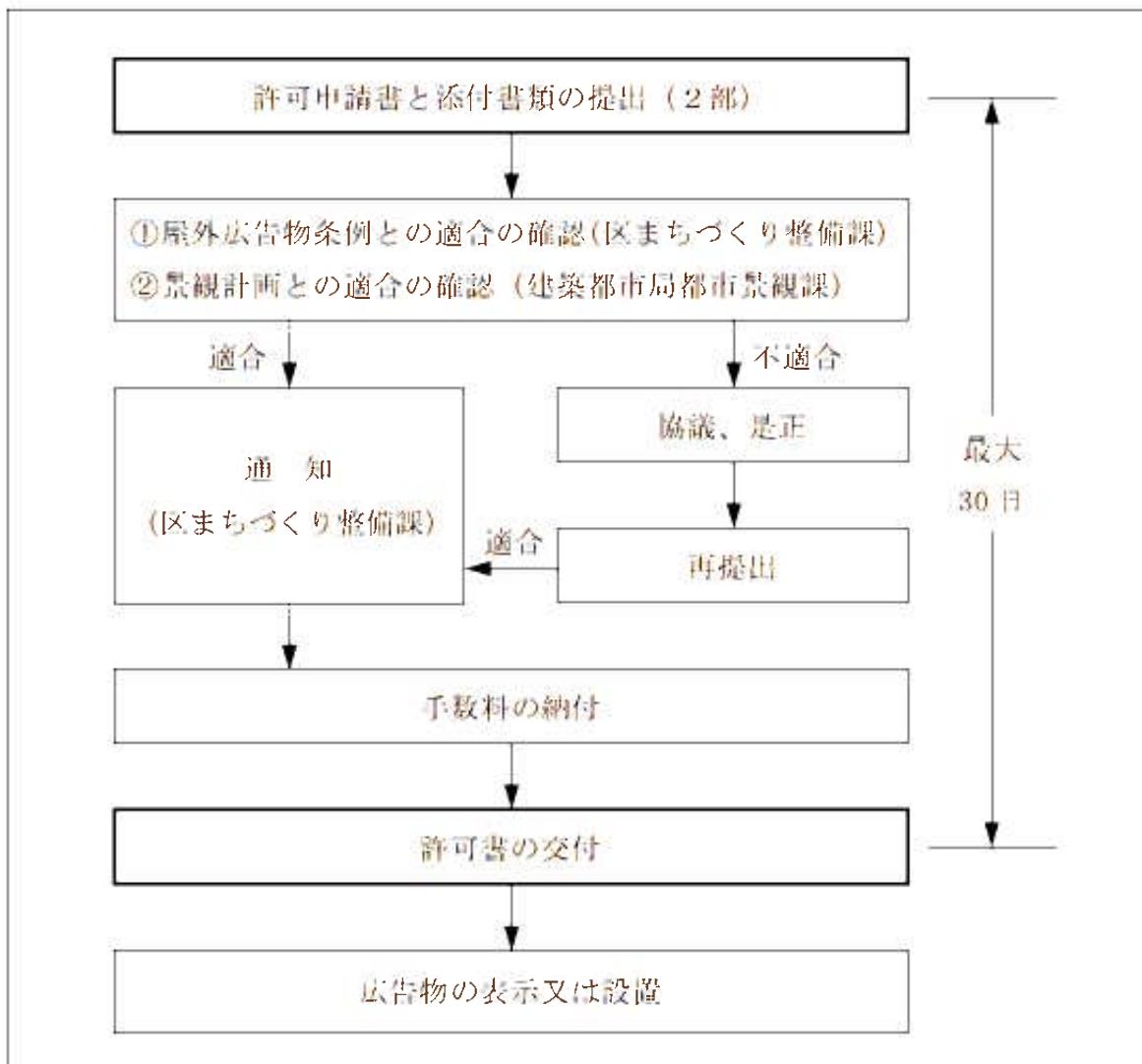
◎屋外広告業登録申請書、誓約書、略歴書及び屋外広告業登録事項変更届出書は様式が定まっています。窓口又は本市ホームページからのダウンロードにて入手してご利用下さい。

事前協議制度

北九州市景観計画に基づき、北九州市都市景観条例で定める対象地域に広告物を表示し、又は設置する場合は、景観計画との適合性について事前に協議を行わなければならないとする制度です。

対象地域は、景観計画対象区域の内、景観重点整備地区（10地区）、北九州空港周辺景観形成誘導地域及び関門景観形成地域（平成23年4月1日以降の申請が対象）です。これらの地域内で新たに許可を受けようとする場合や、既に表示している広告物を変更、改造又は移転する場合は、許可を受けようとする日の30日前までに、許可申請に必要な書類を、広告物を表示又は設置しようとする場所を管轄する区役所のまちづくり整備課に提出してください。（P.6 参照）

手続フロー



景観計画の内容について

景観計画の問い合わせ
建築都市局都市景観課
093-582-2595

北九州市景観計画で定める区域と屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項（事前協議において景観計画との適合を確認する内容）は次のとおりです。

景観計画対象区域



1 景観計画区域の屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

景観計画区域の全域（市全域）における屋外広告物の表示等に関する行為の制限の内容は、次のとおりです。

位置	<ul style="list-style-type: none">□ 広告、看板を設置するための位置やスペースは、建築物の設計段階から確保し、建築物全体として、バランスのとれたものとする。□ 高い場所での屋上広告物の設置は極力控える。やむを得ず設置する場合は控えめなデザインとする。
規模・形態	<ul style="list-style-type: none">□ 広告物の大きさ、形態は、その建築物及び周辺のまちなみの景観を阻害するものとならないようにデザインを工夫する。□ ビルの名称等壁面を利用する広告物は、建築物壁面を下地として利用するなど、建築物と調和させる。□ 敷地内にまとめて共同表示するなど掲出方法についても検討する。
表示内容	<ul style="list-style-type: none">□ 発光を行うものは、高輝度や点滅を繰り返す広告表現をしないよう

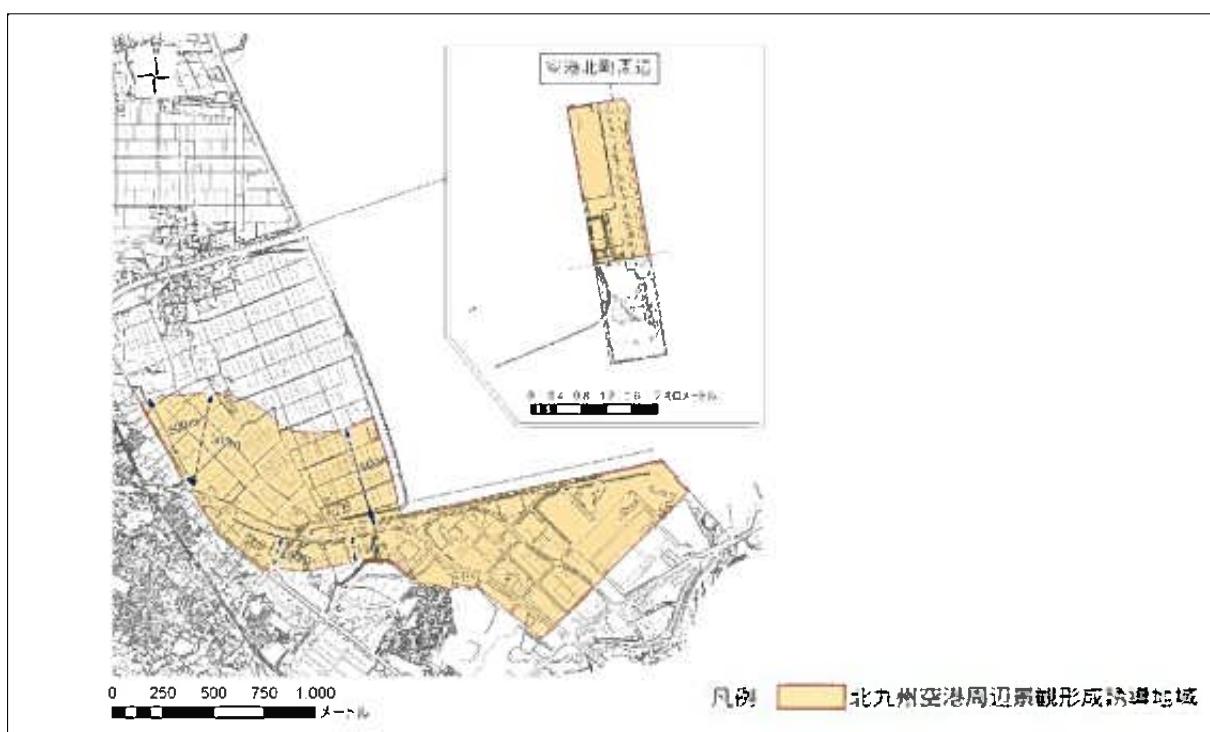
	<p>努める。</p> <p><input type="checkbox"/>文字・イラスト・写真などの情報量は厳選し、視認性の高いレイアウトに努める。</p>
色彩	<p><input type="checkbox"/>色調は、建築物壁面の色彩や周辺の景観と違和感のないものとする。</p> <p><input type="checkbox"/>基調色は原則彩度10以下とする。 ※基調色とは広告表示面積の1/3を超える色。</p>

2 景観形成誘導地域の屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

景観形成誘導地域のうち、北九州空港周辺景観形成誘導地域は事前協議の対象となります。この地域における屋外広告物の表示等に関する行為の制限の内容と対象区域は、次のとおりです。

共通事項	<p><input type="checkbox"/>広告物の面積、高さ、北部九州の玄関口にふさわしく、必要最小限になるよう努める。</p> <p><input type="checkbox"/>自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。</p> <p><input type="checkbox"/>広告物の形態、色彩等は、周辺環境の建築物等と調和するよう努める。</p>
------	---

北九州空港周辺景観形成誘導地域の対象区域

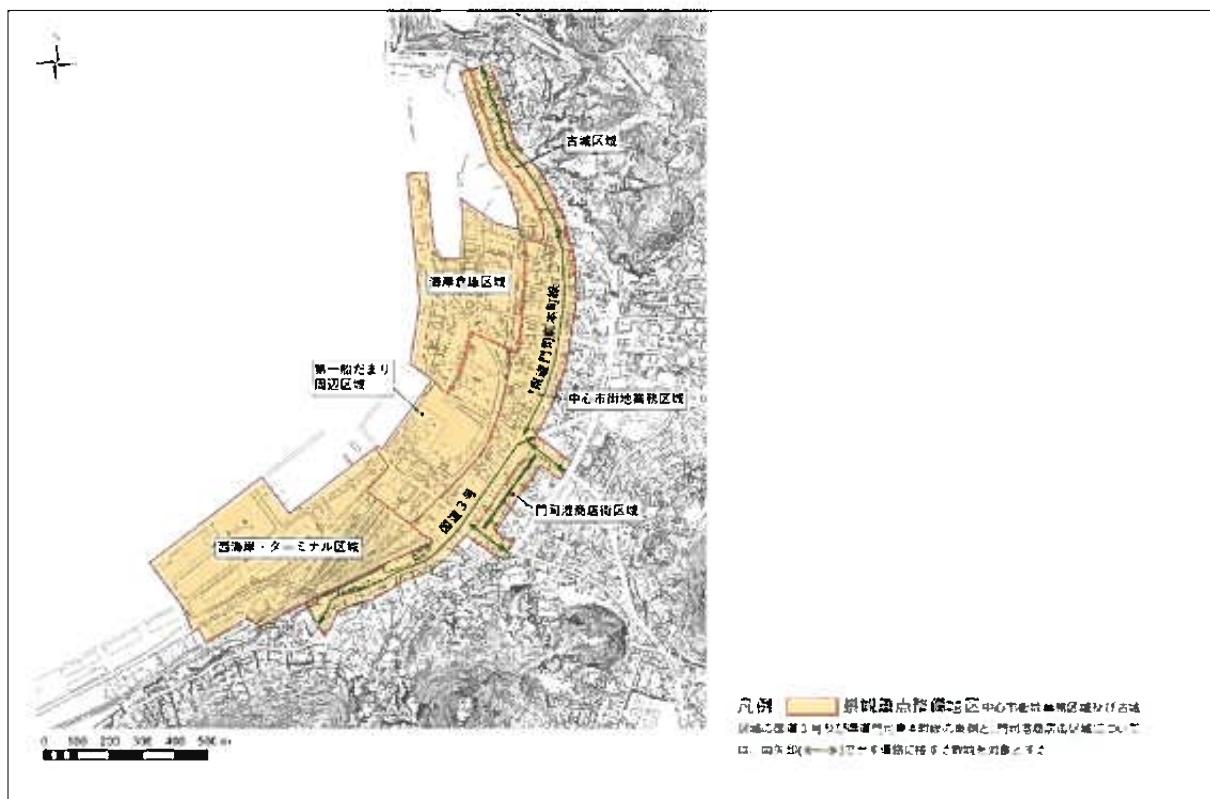


3 景観重点整備地区の屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

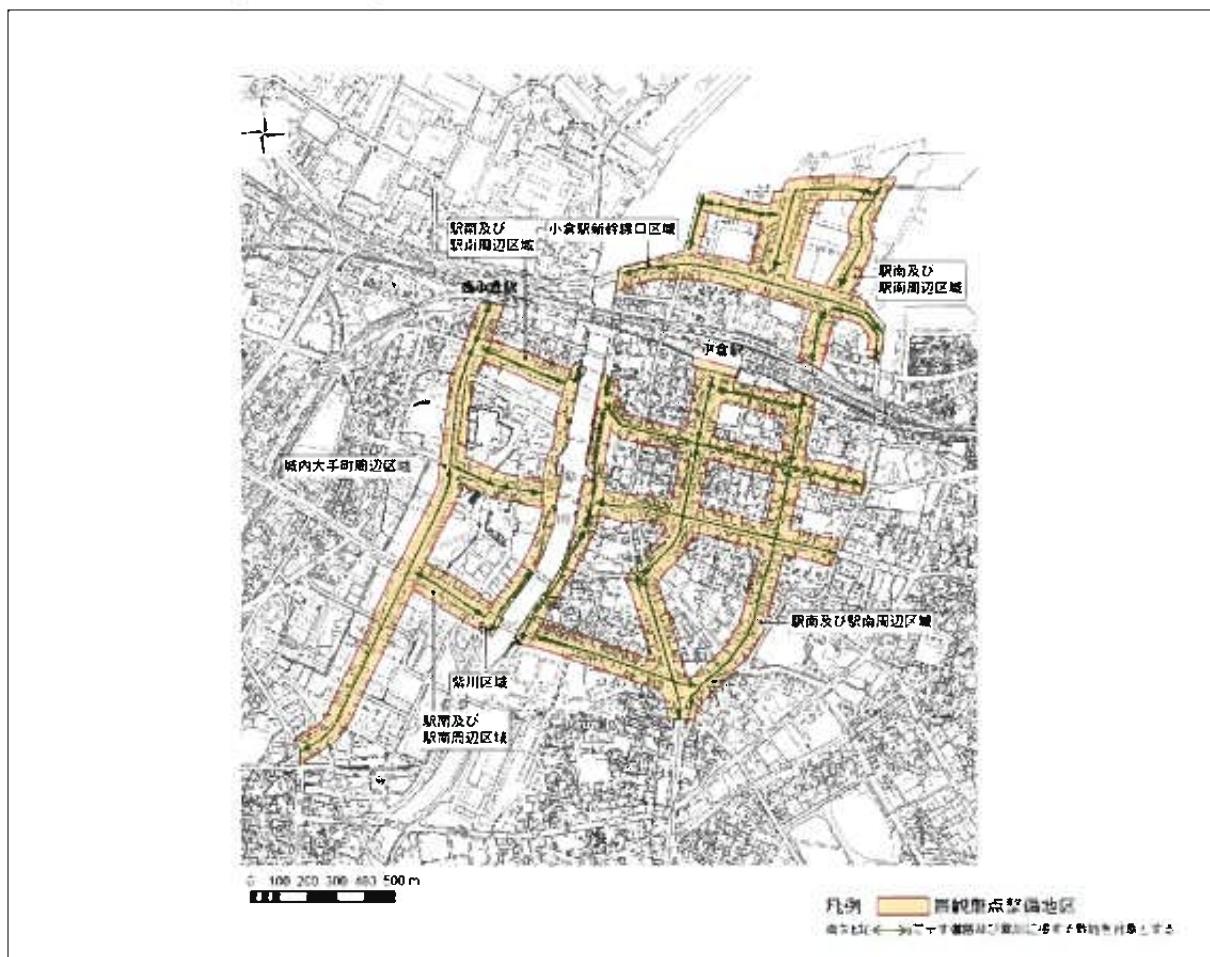
景観重点整備地区は10地区が定められており、全ての地区が事前協議の対象となります。これらの地区における屋外広告物の表示等に関する行為の制限の内容と対象区域は、次のとおりです。

門司港地区、小倉都心地区、下曾根地区、若松地区、国際通り地区、東田地区、黒崎副都心地区、折尾地区、戸畠地区	
位置	<ul style="list-style-type: none">□広告、看板を設置するための位置やスペースは、建築物の設計段階から確保し、建築物全体として、バランスのとれたものとする。□景観上重要な建築物の周辺では、点滅または輝度が変化する広告物は掲出しない。
規模・形態	<ul style="list-style-type: none">□広告物の大きさ、形態は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。□ビルの名称等壁面を利用する広告物は、建築物壁面を下地として利用するなど、建築物と調和させる。□共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。□壁面を利用する広告物は切文字を使用するなど、建築物と調和した一体的なデザインとなるよう配慮する。
表示内容	<ul style="list-style-type: none">□自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。

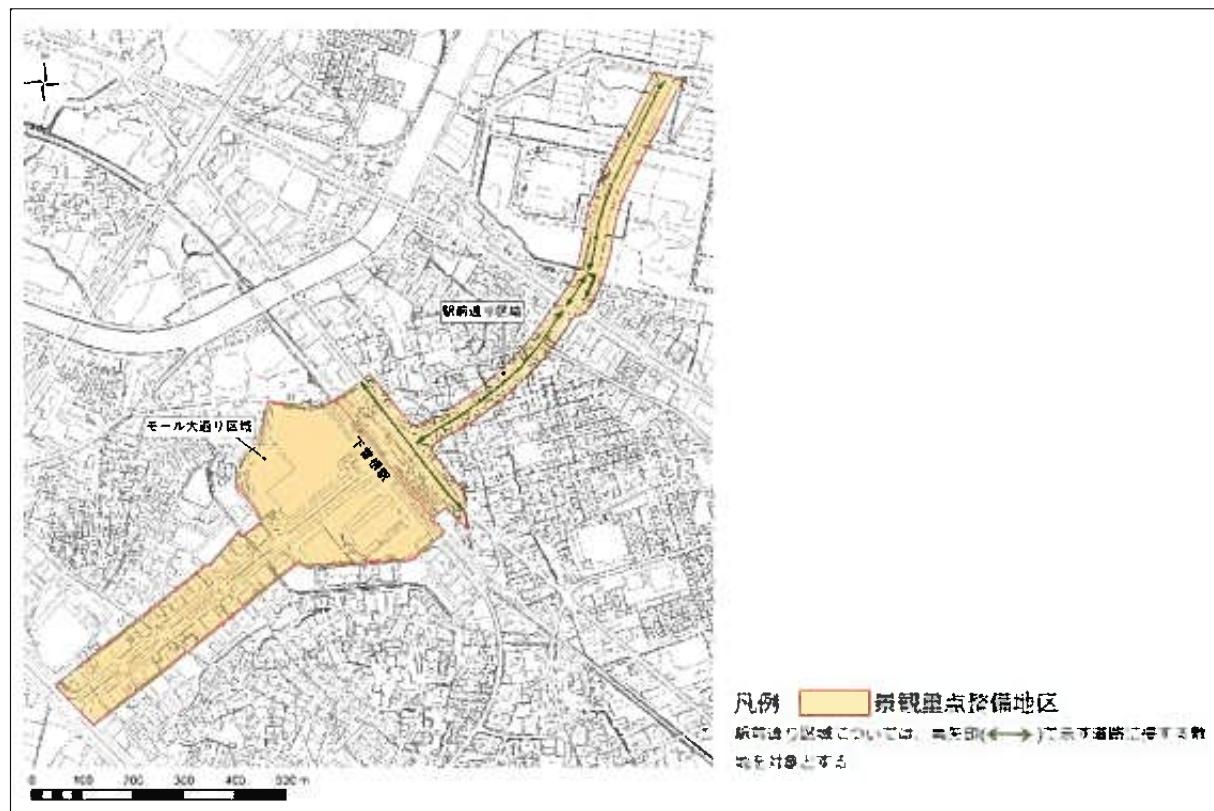
門司港地区（門司区）の対象区域



小倉都心地区（小倉北区）の対象区域



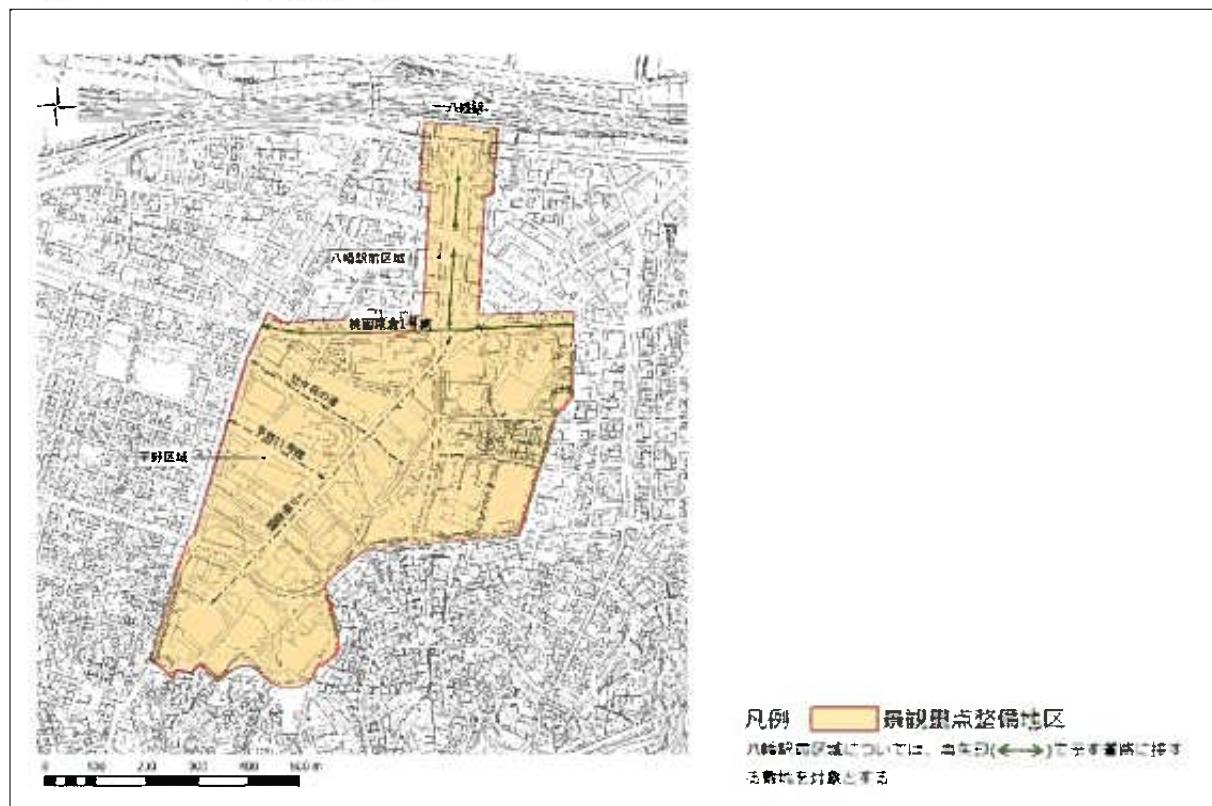
下曾根地区（小倉南区）の対象区域



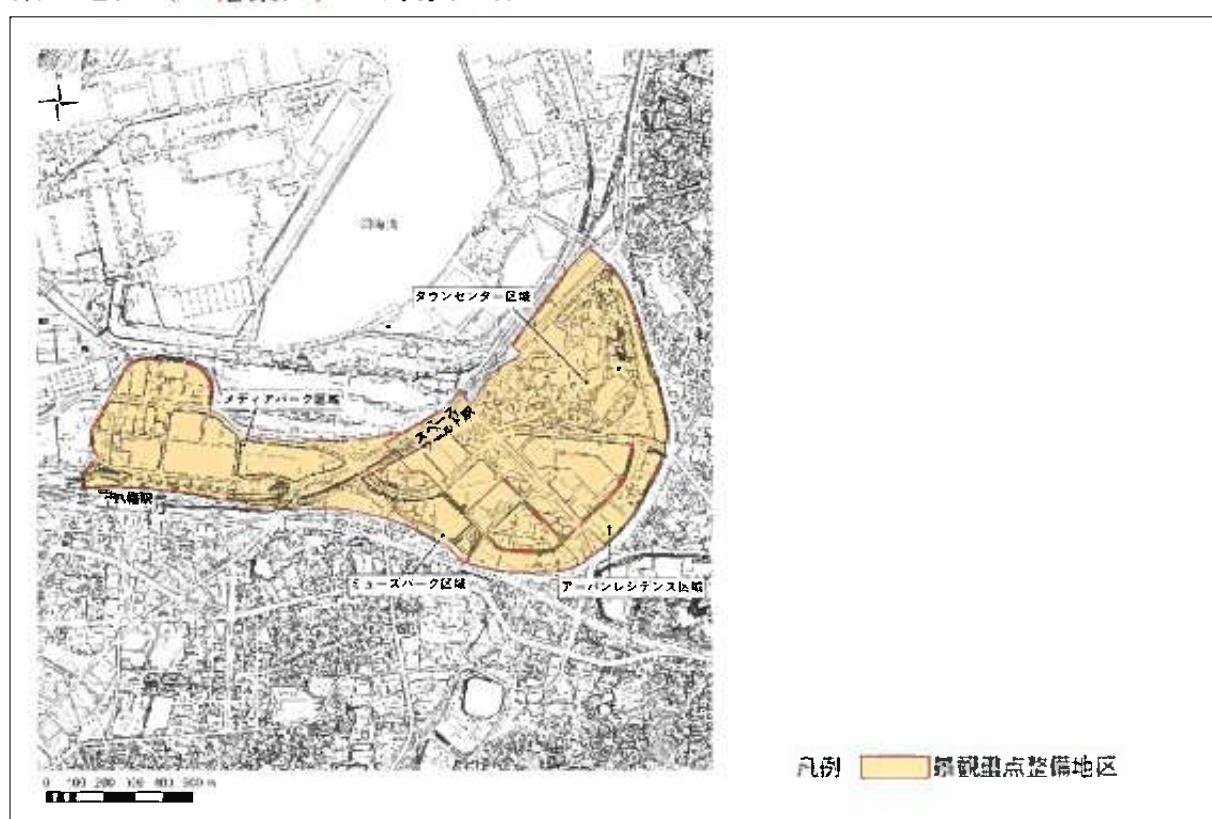
若松地区（若松区）の対象区域



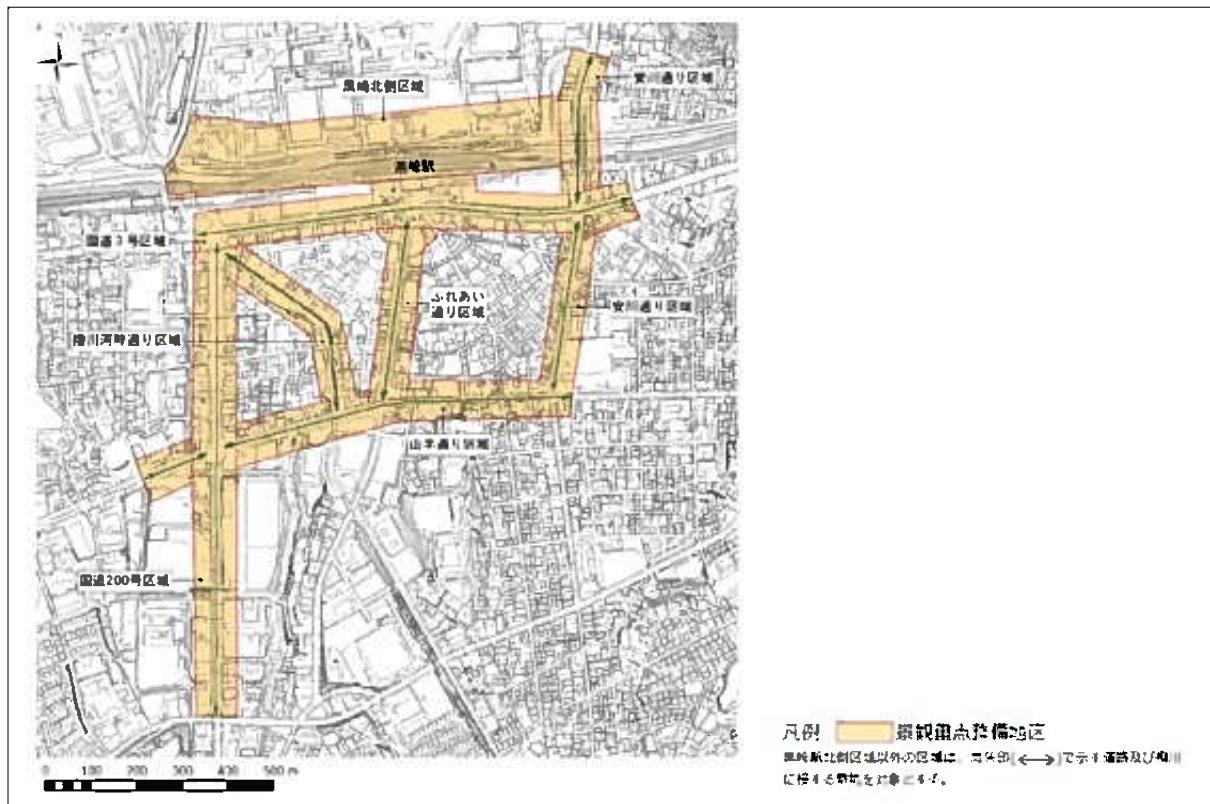
国際通り地区（八幡東区）の対象区域



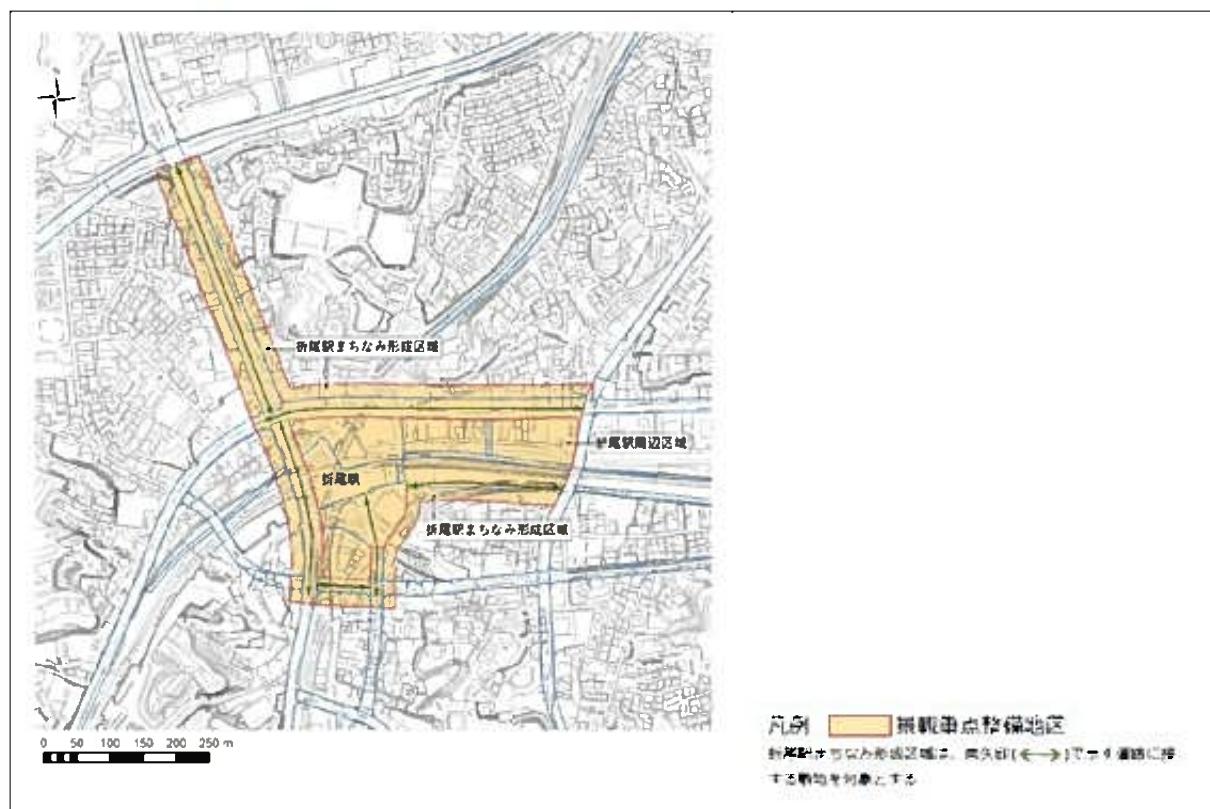
東田地区（八幡東区）の対象区域



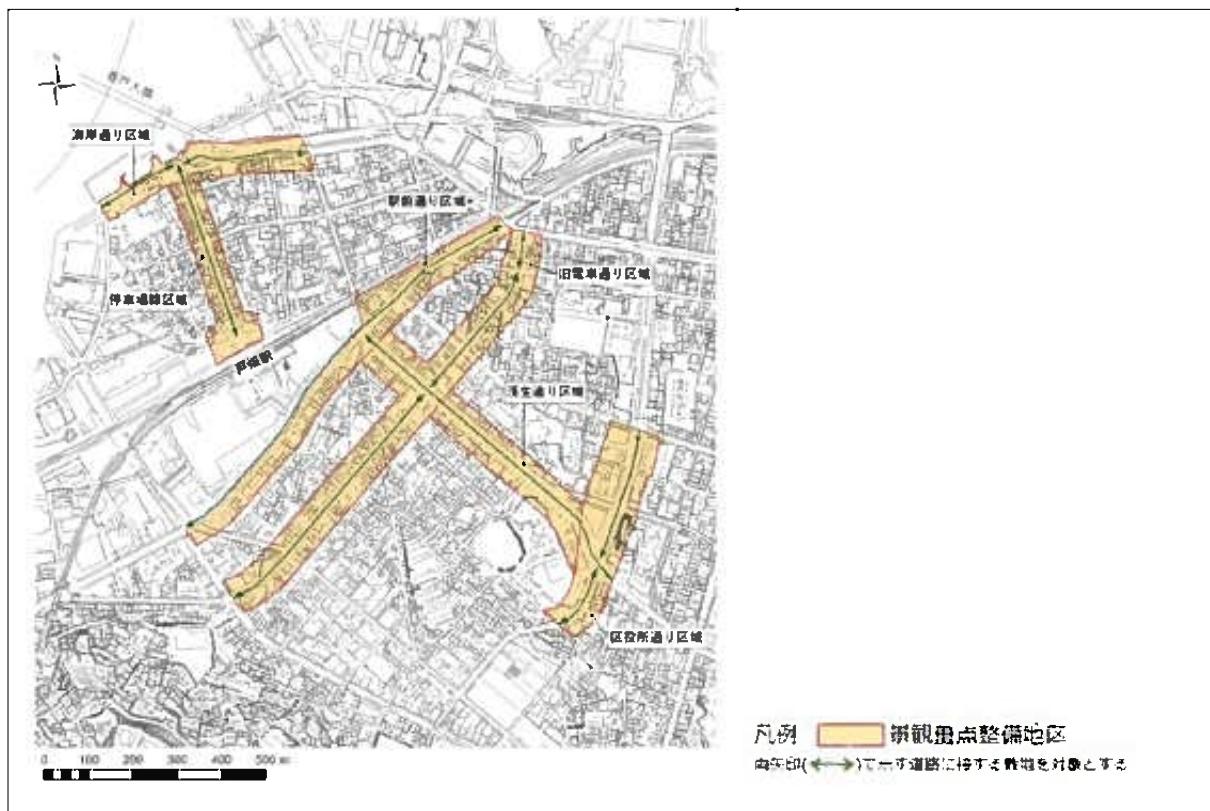
黒崎副都心地区（八幡西区）の対象区域



折尾地区（八幡西区）の対象区域



戸畠地区（戸畠区）の対象区域

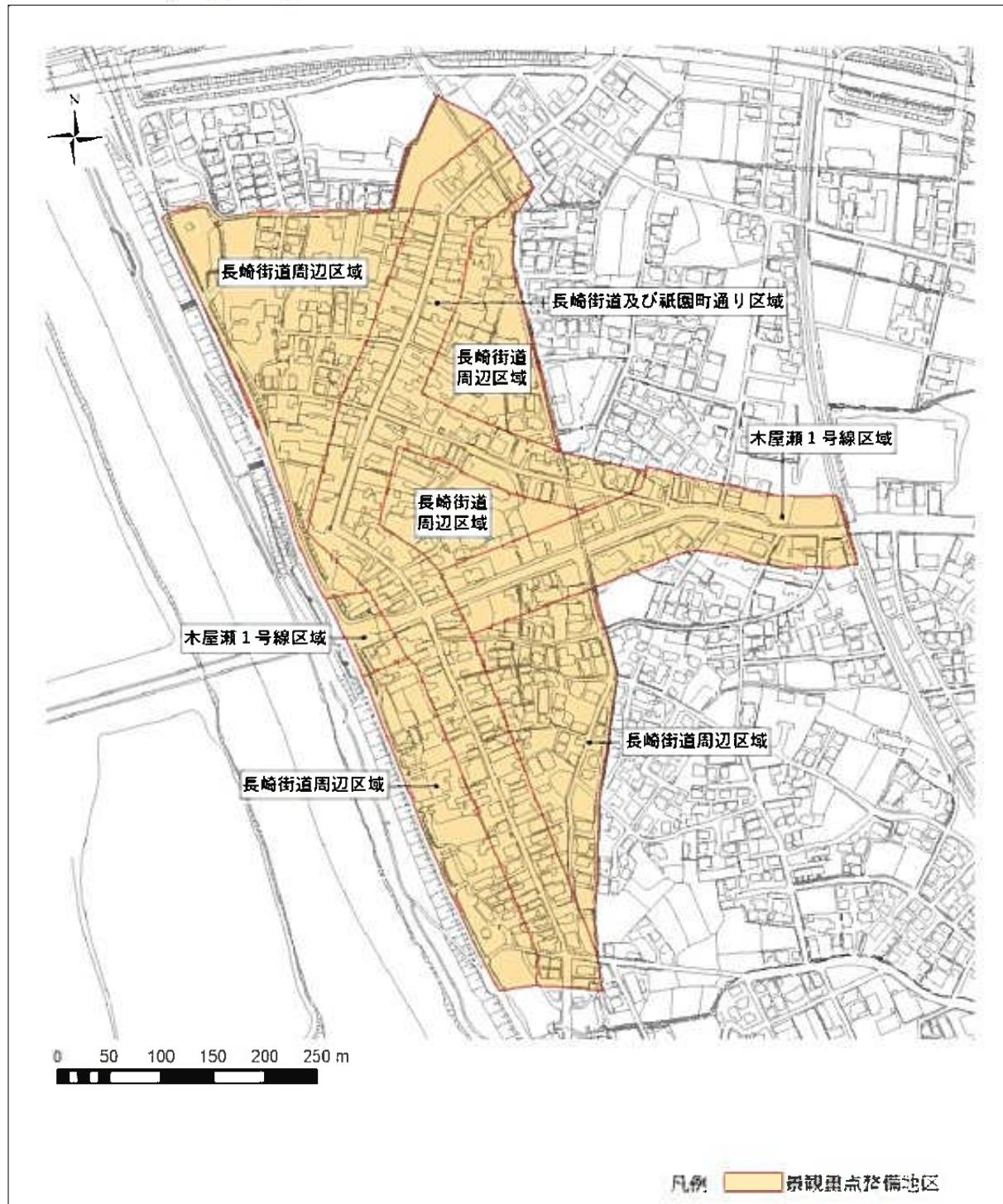


木屋瀬地区

共通事項

- 住民が定める建築協定等を尊重し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
- 点滅または輝度が変化する広告物は掲出しない。

木屋瀬地区（八幡西区）の対象区域



4 関門景観形成地域の屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

関門景観形成地域は、平成22年7月の北九州市景観計画の変更により景観計画へ追加された地域です。この変更に伴い、平成23年4月1日以降、この地域内に以下のいずれかに該当する規模の広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする場合は、事前協議の対象となります。

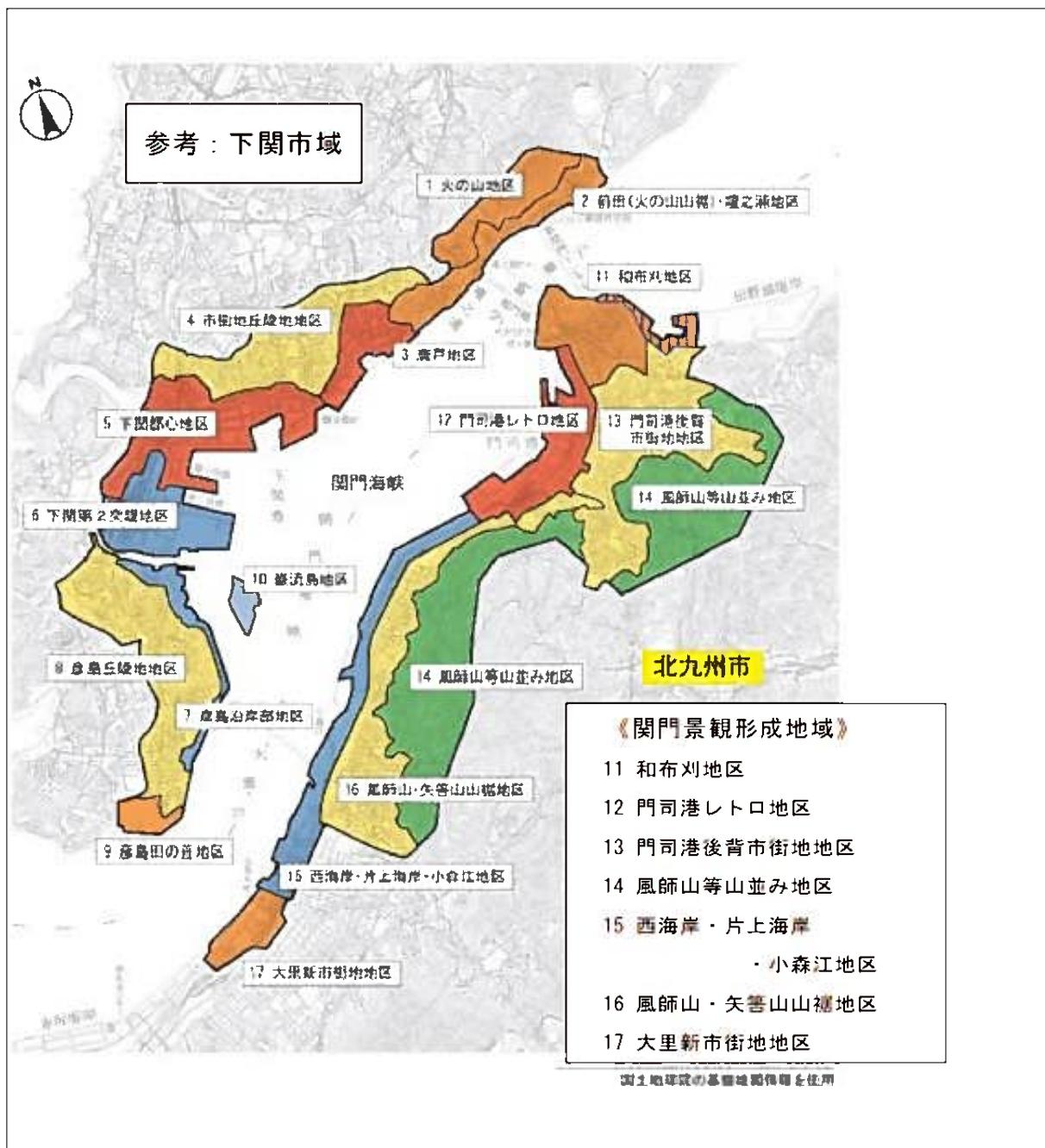
《事前協議の対象となる規模》

- ① 広告物又はこれを掲出する物件の高さ（建築物等の上に設置する場合は、広告物又はこれを掲出する物件の高さと建築物等の高さを合計した高さ）が10m以上のもの
- ② 広告物又はこれを掲出する物件の表示面積が20m²以上

関門景観形成地域において、屋外広告物の表示等に関する行為の制限の内容は、次のとおりです。

和布刈地区、風師山等山並み地区	
共通事項	<input type="checkbox"/> 広告物は掲出しないよう努める。
大里新市街地地区、門司港レトロ地区、西海岸・片上海岸・小森江地区、門司港後背市街地地区、風師山・矢筈山山裾地区	
共通事項	<input type="checkbox"/> 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 <input type="checkbox"/> 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並から突出しない高さと形状とする。また、派手な色彩は避け、周囲の景観に調和するよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

関門景観形成地域（門司区）の対象区域 ※北九州市域を対象とする。



※関門景観形成地域のうち、門司港地区景観重点整備地区と重複する地域では、事前協議の対象となる広告物の規模及び屋外広告物の表示等に関する行為の制限について、門司港地区景観重点整備地区が適用されます。（門司港景観重点整備地区 P.21 参照）

市民ボランティア制度について

道路上の電柱や照明灯など「貼り紙」、「貼り札」や「立看板」を掲出することが禁止されている物件に、これらの違反広告物が目立ち、ルールが守られていないものが多く見られます。

このため、これらの違反広告物を市と市民が一体となって撤去することで、より快適な生活環境づくりをめざすために、市民による違反広告物の撤去制度を創設しました。

この制度では、違反広告物の除却活動に協力していただける団体を「北九州市路上違反広告物除却協力団体」として市が認定し、その団体の構成員を「北九州市路上違反広告物除却協力員」とし、撤去を委任するものです。

協力団体とは、町内会や環境美化に取組む会社など既にある団体のほか、新たに結成されたボランティア団体など 10 人以上で構成される団体で、協力員とは、協力団体の構成員で 18 歳以上の市内に在住もしくは勤務される方です。

制度の主な内容は、以下のとおりとなります。

- 月 1 回程度の無償のボランティア作業となります。
- 除却した広告物は市が回収します。
- 撤去に要する道具（ヘラ、ベンチ、軍手、帽子など）を提供します。
- 協力員に身分証明書を発行します。

※申し込みをされる方は、各区のまちづくり整備課にご相談ください。

その他の注意事項

許可期間が満了したら、その表示者又は設置者は、責任をもって自ら除却してください。また、本市屋外広告物条例に違反をしたときは、罰則が適用されることがあります。

罰 則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- 1 屋外広告業の登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合。
- 2 不正の手段により屋外広告業の登録を受けた場合。
- 3 営業停止命令に違反して営業した場合。

50万円以下の罰金

- 1 市長の命ずる必要な措置に従わなかった場合。

30万円以下の罰金

- 1 広告物を掲出することを禁止されている地域や物件に掲出した場合。
- 2 広告物を掲出する前に市長の許可を受けなかった場合。
- 3 許可を受けた広告物に住所、氏名、許可期限を表示しなかった場合。
- 4 内容に変更を加えたり、改造又は移転しようとするとき、又継続して広告物を掲出するときに必要な手続をしなかった場合。
- 5 屋外広告物の許可期限が満了したときや、許可を取り消されたときに広告物を除却しなかった場合。
- 6 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合。
- 7 業務主任者を選任しなかった場合。

20万円以下の罰金

- 1 広告物に関する報告をしなかったり、関係職員の検査等を妨げた場合。

両罰規定

違反の行為者（代理人、使用人その他の従業者を含む）を罰するほか、その法人又はその人に対しても上記の罰則が適用されることになります。

5万円以下の過料

- 1 廃棄の届出を怠った場合。
- 2 営業所に標識を掲げなかった場合。
- 3 営業所に帳簿を備えなかった場合。

<MEMO>

北九州市民憲章

わたしたちのまち北九州市は、美しい自然に恵まれ、ながい歴史とたくましい産業をうけついできました。

わたしたち北九州市民は、このまちを愛し、よりいっそうの市民参加によるまちづくりをめざしています。

このふるさとに、実りある未来を築くため、わたしたちは、みんなで守る約束を定めます。

緑を豊かに 清潔で美しいまちにします

きまりを守り 安全なまちにします

人を大切にし ふれあいの輪をひろげます

元気で働き 明るい家庭をつくります

学ぶ楽しさを深め 文化のかおるまちにします

お問い合わせは

門司区役所まちづくり整備課 TEL 093-331-1884

小倉北区役所まちづくり整備課 TEL 093-582-3471

小倉南区役所まちづくり整備課 TEL 093-951-4121

若松区役所まちづくり整備課 TEL 093-761-5325

八幡東区役所まちづくり整備課 TEL 093-671-0803

八幡西区役所まちづくり整備課 TEL 093-642-1453

戸畠区役所まちづくり整備課 TEL 093-871-1503

北九州市建設局道路部管理課 TEL 093-582-2271

(景観計画に関するもの)

北九州市建築都市局総務部都市景観課 TEL 093-582-2595

登録番号：北九州市印刷物登録番号第2115017B号

発行年月日：令和3年11月1日

発行主管課：北九州市建設局道路部管理課